

任意継続組合員の方へ

確定申告に お使いください

平成二十三年中に納入いただいた任意継続掛金の納付証明書を平成二十四年一月に送付しますので、確定申告等にお使いください。

証明する納付額は、平成二十三年一月から平成二十三年十二月までに納付いただいた額となります。

更新手続きに ついて

二年が経過する方

平成二十四年三月で任意継続組合員期間が二年を経過する方には、平成二十四年三月中旬に「任意継続組合員資格喪失証明書」を送付します。

ので、国民健康保険等への加入手続きをお願いします。

また、共済貯金にご加入の方には、「共済貯金解約請求書」を併せて送付しますので、解約手続きをお願いします。

なお、現在使用されている任意継続組合員証等は、記載されている有効期限以降（平成二十四年四月以降）は使用できませんのでご注意ください。

一年が経過する方

平成二十四年四月以降の任意継続組合員の更新手続きは、平成二十四年三月上旬にご案内の文書を送付します。

・継続する方

ご案内の文書に同封する掛金納入用紙で、平成二十四年三月中旬に任意継続掛金を納入してください。

※前納制となっているため、三月末日が納入期限となります。

・脱退する方

ご案内の文書に同封する「任意継続組合員脱退申出書」に記入・押印のうえ、共済組合保険課に送付してください。

共済組合で「任意継続組合員脱退申出書」を受け付けた後、国民健康保険等の加入手続きに必要な「任意継続組合員資格喪失証明書」を送付します。

現在使用されている任意継続組合員証等は、有効期限に関わらず平成二十四年四月以降は使用できませんのでご注意ください。

継続または脱退を 判断するポイント

①保険料

平成二十三年の収入が少ない方は、任意継続掛金より国民健康保険の保険料の方が安くなることが多いため、保険料を比較してご検討ください。

②附加給付

国民健康保険には附加給付制度はありません。

任意継続組合員の場合は、同じ月に同じ医療機関等（入院、外来、歯科、調剤別）に各々支払った自己負担額が二万五千円を超えた場合に、その超えた額を「一部負担金払戻金」

（被扶養者の場合は「家族療養費附加金」として支給する附加給付制度があります。

③福祉事業

任意継続組合員でなくなった方は、人間ドックや共済貯金等の福祉事業は利用できなくなります。

	任意継続組合員	国民健康保険
①保険料	退職時の給料または平均給料をもとに算定。 ※平成24年度の掛金率は平成24年3月上旬に決定する予定です。	各市町村により異なりますが、被保険者の所得割、資産割、均等割、平均割などの合算額となります。
②附加給付	・一部負担金払戻金 ・家族療養費附加金等の適用があります。	なし

お問い合わせ先

共済組合 保険課

電話 〇二九—三〇一—四一三